

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町稲畑	平成 24 年 8 月	令和 3 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.4 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.9 ha
(備考) 新たに管理する農地も含め、積極的に農地中間管理機構を活用していく。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済のため不要 %

2. 対象地区の課題

(農)稲畑どろんこ会設立以後、農地の 6 割以上を担う規模となり当組織に課せられた役割は大きく、如何に持続させ拡大して行くかが今後の大きな課題である。
農産物の売上アップと新たな取組み、主品目である米の生産費コストダウン、それと専門分野（経理・労務・情報・機械）を担う人材育成である。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

稲畑どろんこ会他 2 名の担い手に農地を集積・集約化する。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	3 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

集落の中心的経営体である稲畑どろんこ会を中心に、リタイアする農家や経営を縮小する農家の農地を農地中間管理機構を通じて借り受け、規模拡大を目指す。
稲畑どろんこ会は、各農業者と受委託などを通じて、農作業サポートを行い、地域農業の支援を行っていく。